古くなった本庁舎機能の問題点

【耐震性の不備】

庁舎に求められるIs 値(構造耐震指標)は 0.9 以上ですが、本庁舎のIs 値は 0.267 と大変低い数値となっています。平成 29 年度時点で耐震工事を施していない本庁舎は、震度 6~7 程度の地震が発生した場合、倒壊、又は崩壊する危険性が高く、庁舎内の人命に関わる事態となます。また、倒壊しなかったとしても甚大なダメージを負った庁舎内での業務は不可能となり、市民への災害対応が行えず、防災拠点としての機能を発揮することができなくなります。

平成 29 年度末の庁舎建設事業凍結に伴い、平成 30 年度~平成 31 年度にかけて本庁舎 を耐震補強しました。これは、庁舎建設基金の積み立て額に一定の目途が立つまでの最低限度 の耐震補強であるため、震度 6~7 の地震が発生した場合、倒壊又は崩壊はしませんが、本庁舎自体は甚大なダメージを負うため庁舎内での業務は不可能となります。

【維持管理費の増加】

電気・機械設備の劣化による更新費用に加え、構造体の劣化による熱効率の悪化により、維持管理費が増加しています。

【雨漏り】

建物本体にクラック(ひび割れ)が生じ、そこから雨漏りが生じています。防水対策を行い対応していますが、原因がわからないものもあり、雨漏り解消には限界が生じています。

【バリアフリーへの対応不足】

スロープや点字ブロックなど一部対応しているものもありますが、エレベーターが無く、また、 通路が狭いため、高齢者や障害者にとって負担となっています。

【庁舎の分散による窓口サービスや業務効率の低下】

行政サービスを提供する庁舎は、本庁舎、東庁舎、中央公民館(サンコア)、西別館、第二南別館に分散しているため、窓口サービスや業務の効率化が図りづらくなっています。